

資料3 事故等の再発防止のための行政指導（通達）

3-1 索道施設及び緊急時における連絡・救助体制の点検について

3-2 索道の安全輸送の確保について（注意喚起）

国鉄施第67号
国鉄安第70号
平成19年12月18日

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 施設課長

安全監理官

索道施設及び緊急時における連絡・救助体制の点検について

平成19年12月15日、長野県木曾郡王滝村のおんたけマネジメント株式会社の自動循環式普通索道において、索輪から支えい索が外れ、停止した搬器内に多数の乗客が残され、復旧作業を優先したこと等から乗客の救助に多大な時間を要する事案が発生した。

原因については、現在調査中であるが支柱の索輪に摩耗による破損が生じていることが確認されている。

年末年始の輸送等に関する安全総点検の期間中にこのような事態が生じたことは遺憾である。

については、下記事項の再点検を行うよう、管内索道事業者を指導されたい。

記

1. 施設点検の確実な実施
 - ・ 始業時及び定期検査における施設点検を確実に実施すること。
2. 緊急時の連絡体制の確認
 - ・ 緊急時における関係機関への迅速かつ確実な連絡体制を確認すること。
3. 救助体制の確認
 - ・ 応援を含めた救助体制の確認及び救助設備を点検すること。
 - ・ 保安装置が異常を検知した場合には、適切かつ速やかに運転再開の可否を判断すること。
 - ・ 施設故障時には、復旧作業とともに救助体制への移行についても的確に判断し、速やかに乗客の救助を行うこと。

国鉄安第72号
平成20年1月4日

地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 安全監理官

索道の安全輸送の確保について(注意喚起)

索道の安全輸送の確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、去る1月2日、パルコール孺恋株式会社の自動循環式普通索道の山頂停留場において、臨時雇用の降車係が、旅客の忘れ物を確認中に搬器の扉に挟まれ、そのまま出発し停留場外で停止した搬器から雪面に落下して死亡するという索道人身障害事故が発生した。

原因等については調査中であるが、搬器内の確認を行った際の取扱いが不適切であったものと推定される。

については、乗降場における索道係員に対し下記事項等を徹底し、索道の安全輸送の確保に万全を期すよう、貴管下の索道事業者を指導されたい。

記

1. 搬器扉の開閉については、常に注意を払うこと。
2. 持ち場を離れるときは、業務の引き継ぎを確実に行うこと。
3. 運転中に索道施設の点検、確認を行う必要が生じた際には、運転を停止する等、安全に万全を期すこと。
4. 臨時雇用の係員を含め、索道係員に必要な施設の構造及び取扱いを周知徹底すること。